

総社市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月19日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第15号

総社市契約規則の一部を改正する規則

総社市契約規則（平成17年総社市規則第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(契約書の作成)</p> <p>第16条 市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりその記載事項の一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>契約不適合責任</u></p> <p>(11)及び(12) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(代価の支払)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における支払金額は、工事又は製造の既済部分にあつてはその代価の<u>10分の9</u>以内とし、物件の既納部分にあつては、その代価とする。ただし、分別することができる性質の工事又は製造については、各個の既済部分に対する代価まで支払うことができる。</p> <p>4 略</p>	<p>(契約書の作成)</p> <p>第16条 市長は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、契約の性質又は目的によりその記載事項の一部を省略することができる。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) <u>かし担保責任</u></p> <p>(11)及び(12) 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>(代価の支払)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前項の場合における支払金額は、工事又は製造の既済部分にあつてはその代価の<u>10分の8</u>以内とし、物件の既納部分にあつては、その代価とする。ただし、分別することができる性質の工事又は製造については、各個の既済部分に対する代価まで支払うことができる。</p> <p>4 略</p>

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。